

平成27年11月12日
保健福祉局障害福祉課

指定管理者候補の選定結果について

下記のとおり、指定管理者の「候補」が選定されました。指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があり、平成27年12月議会の議決を経た後に正式に指定することとなります。

1 指定概要

(1) 施設概要

名称：北九州市立本城リサイクル工房
所在地：北九州市八幡西区洞北町7番10号
施設内容

①施設概要

敷地面積：約417m²
構造：鉄筋コンクリート造2階建
規模：延床面積約568m²

②事業内容

- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく就労継続支援事業 等

(2) 指定期間

平成28年4月1日～平成33年3月31日

(3) 指定管理者候補の概要

名称：社会福祉法人 北九州市手をつなぐ育成会
所在地：北九州市戸畠区沖台二丁目4番8号
主な業務内容：
第一種社会福祉事業（障害者支援施設の運営）
第二種社会福祉事業（障害福祉サービス事業の実施）
北九州市からの委託事業（日中一時支援事業ほか）

2 指定の経緯

平成27年7月9～15日 募集要項配布
平成27年9月11日 募集締め切り
平成27年10月19日 指定管理者検討会の開催
平成27年11月 指定管理者候補を決定

(1) 応募資格

- ①法人であること。

- ②本社、本店又は主たる営業所、事業所等を、事故など緊急な対処を要する事態が発生した場合に迅速に対応できる場所に有するもの。
- ③募集説明会に参加していること。

(2) 応募状況

説明会参加：2団体

応募件数：1団体（社会福祉法人 北九州市手をつなぐ育成会）

3 選定方法

指定管理者の選定に当たっては、学識経験者や専門家等による指定管理者検討会を開催し、応募者から提出された事業計画書等について検討しました。市は、検討会の検討結果を参考に指定管理者候補を決定しました。

4 検討会構成員

- ・[民間経験者] 大野 元次（北九州市知的障害者相談員協議会 副会長）
- ・[民間有識者] 緒方 有為子（北九州福祉サービス株式会社 統括部長）
- ・[学識経験者] 門田 光司（久留米大学 教授）
- ・[公認会計士] 松田 融（松田会計事務所）

※ 五十音順

5 選定基準等

| 選定基準（＝審査項目）及びポイント | |
|---|--|
| 1 指定管理者としての適性 | |
| (1) 施設の管理運営（指定管理業務）に対する理念、基本方針 | |
| ① 応募団体が、市の当該分野における基本的な政策や計画、あるいは施設の設置目的や性格等を十分に理解した上で、それらに適合した管理運営（指定管理業務）に対する理念や基本方針を持っているか。 | |
| (2) 安定的な人的基盤や財政基盤 | |
| ① 長期間安定的な管理運営（指定管理業務）を行っていくだけの人的基盤や財政基盤等を有しております、又は確保できる見込みがあるか。 | |
| (3) 実績や経験など | |
| ① 応募団体が同様、類似の業務の実績を有しており、成果を上げているか。 | |
| ② 応募団体が施設の管理運営（指定管理業務）に関する専門的知識や資格、経験を十分に有しております、熱意や意欲を持っているか。 | |
| 2 管理運営計画の適確性 | |
| 【有効性】 | |
| (1) 施設の設置目的の達成に向けた取組み | |
| ① 施設の管理運営（指定管理業務）に係る事業計画の内容が、施設の効用を最大限に發揮し、施設の設置目的に沿った成果が得られるものであるか。 | |
| ② 施設の利用者の増加や利便性を高めるための実施可能な提案があるか。 | |
| ③ 施設の設置目的に応じた営業・広報活動に関する効果的な提案があるか。 | |

④ 利用者の障害特性等に応じた適正なサービス提供計画（個人計画）の作成等についての提案があるか。

・発達向上 ・社会性の向上 ・身体機能の維持、向上 ・自立支援 など

⑤ 利用者の家族支援（障害者を介護する保護者等）についての基本的な考え方や具体的な取り組み等の提案があるか。

（2）利用者の満足度

① 利用者の満足が得られるよう十分に考えられているか。

② 利用者の意見を把握し、それらを反映させる仕組みを構築しているか。

③ 利用者からの苦情に対する対策が十分に考えられているか。

④ 利用者への情報提供が図られるよう十分に考えられているか。

⑤ 利用者のニーズ等に沿った取り組み（社会参加や生きがいづくりなど）が考えられているか。

⑥ その他サービスの質を維持・向上するための具体的な提案がなされているか。

※就労移行支援・就労継続支援のサービスを提供する施設は、以下を提案に記載すること。

利用者の一般就労、工賃（賃金）の向上のための具体的な取り組みが考えられているか。

【効率性】

（3）指定管理料及び収入

① 指定管理業務に係る費用（指定管理料）が最小限に抑えられているか。

② 収入が最大限確保される提案であるか。

③ 完全利用料金制の場合、市に対して収益の一部を納付する提案があるか。

（4）収支計画の妥当性及び実現可能性

① 収支計画が妥当かつ、実現可能な提案であるか。

② 経費の配分は適切であるか。

③ 積算根拠は明確であるか。

④ 再委託が適切な水準で行われているか。

【適正性】

（5）管理運営体制など

① 施設の管理責任者、管理体制が明確に示されているか。

② 施設の管理運営（指定管理業務）にあたる人員の配置が合理的であるか。

③ 施設の管理運営（指定管理業務）にあたる人員が必要な資格、経験などを有しているか。

④ 職員の資質・能力向上を図るよう考えられているか。

⑤ 地域の住民や関係団体等との連携や協働による事業展開が図られるものであるか。

（6）平等利用、安全対策、危機管理体制など

① 施設の利用者の個人情報を保護するための対策が十分に考えられているか。

② 施設の利用者に対する人権が尊重され、また、身体拘束及び虐待等の防止策が十分に考えられているか。

③ 利用者が限定される施設の場合、利用者の選定が公平で適切に行われるよう配慮されているか。

④ 日常の事故防止などの安全対策や事故発生時の対応などが十分に考えられているか。

⑤ 衛生管理及び感染症防止への対応策が十分に考えられているか。

⑥ 防犯、防災対策や非常災害時の危機管理体制などが十分考えられているか。

【評価レベル】

| 評価 レベル | 乗 率 | 評価レベルの考え方 |
|-----------|------|---------------------------------------|
| 5 | 100% | 特に優れている（市の要求水準を大幅に上回っている、高度な能力を有している） |
| 4 | 80% | 優れている（市の要求水準を上回っている、十分な能力を有している） |
| 3 | 60% | 普通（市の要求水準を満たしている、一応の能力を有している） |
| 2 | 40% | 多少不十分である（市の要求水準を下回っている、多少能力が乏しい） |
| 1 | 20% | 不十分である（市の要求水準を大幅に下回っている、能力が乏しい） |
| 0 | 0% | 劣っている（能力がほとんどなく、任せることに不安がある） |

6 審査結果

（1）評価レベル及び得点

| 団体名 | 選定基準（＝審査項目） 及びポイント | 配点 | 評価レベル | | | | | 得点 | |
|------------------------------------|------------------------|-----|-------|----|----|----|-----|----|----|
| | | | 構成員 | | | | 平均 | | |
| | | | A | B | C | D | | | |
| 社会福祉法人 | | | | | | | | | |
| 社会福祉法人 北九州 市手を つなぐ 育成会 | 1 指定管理者としての適性 | | | | | | | | |
| | (1) 施設の管理運営に対する理念、基本方針 | 5 | 3 | 4 | 3 | 3 | 3.2 | 3 | 3 |
| | (2) 安定的な人的基盤や財政基盤 | 5 | 4 | 3 | 4 | 4 | 3.7 | 4 | 4 |
| | (3) 実績や経験など | 5 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 |
| | 2 管理運営計画の適確性 | | | | | | | | |
| | 【有効性】 | | | | | | | | |
| | (1) 施設の設置目的の達成に向けた取組み | 25 | 3 | 3 | 3 | 4 | 3.2 | 3 | 15 |
| | (2) 利用者の満足度 | 20 | 3 | 4 | 4 | 4 | 3.7 | 4 | 16 |
| | 【効率性】 | | | | | | | | |
| | (3) 指定管理料及び収入 | 10 | 3 | 4 | 4 | 3 | 3.5 | 4 | 8 |
| | (4) 収支計画の妥当性及び実現可能性 | 10 | 3 | 4 | 4 | 3 | 3.5 | 4 | 8 |
| | 【適正性】 | | | | | | | | |
| | (5) 管理運営体制など | 10 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 8 |
| | (6) 平等利用、安全対策、危機管理体制など | 10 | 3 | 4 | 4 | 3 | 3.5 | 4 | 8 |
| | 合 計 | 100 | 64 | 74 | 74 | 73 | — | 74 | |
| | 地元団体に対する優遇措置（5点） | | | | | | | 79 | |

※「平均」欄は小数点第1位まで記入。小数点第2位以下は切捨て

(2) 検討会における主な意見

【指定管理者としての適性】

- ・理念や基本方針を有していると認める。
- ・人材育成のトータル人事システムが評価できる。
- ・長年の運営実績から専門性を活かしたノウハウを有している。

【管理運営計画の的確性】

- ・利用者の満足度の数値目標を設定し、意見を取り入れ、苦情等に対しても対応を講じている。
- ・職員の資質向上に向けた取り組み内容が評価できる。
- ・法的根拠に基づきマニュアル等作成し、対応している。利用者にも浸透していると思われる。

(3) 検討会における検討結果

応募団体について検討会で審査した結果、指定管理者の適性については3つの審査項目のうち、2つの項目で評価レベル4、1つの項目で評価レベル3、有効性においては2つの審査項目について評価レベル4と3、効率性の2つの審査項目については評価レベル4、適正性の2つの審査項目については評価レベル4となり、全体的に市の要求水準を満たしており、一応の能力を有していることが認められた。

なお、作業を行う環境において、障害者の安全面、健康面の配慮が特に必要であるため、「作業現場の安全面、健康対策に更に留意すること」の付帯意見を付すこととなった。

7 選定結果

市は、検討会の検討結果を参考に、社会福祉法人北九州市手をつなぐ育成会を指定管理者候補に選定しました。

(1) 選定された団体の主な提案内容

別紙「提案概要」のとおり

(2) 市における主な選定理由

- ・長年にわたり、法人立の障害者・障害児施設の運営を行っており、障害福祉に関する専門的知識や経験、ノウハウを有している。本城リサイクル工房についても、平成9年の開設当初から円滑に管理運営を行ってきた実績がある。
- ・平成18年度からは、指定管理者として施設の管理運営を行っている。施設の設置目的等についてよく理解しており、施設の管理運営に関して強い意欲が感じられる。
- ・法人全体で、社会福祉士等の資格取得者を数多く有しており、さらに将来の人材育成についても積極的に取組む姿勢がある。また、各種の研修制度等により職員の資質向上等に努めている。
- ・十分な基本財産を有しており、財政基盤は安定している。また、経費削減についても一定の取組みがなされている。

- ・利用者や家族のニーズに基づく個別支援計画の策定、社会参加の推進、苦情対応、情報提供など、利用者（障害者）の満足向上に関しても、実績を踏まえた様々な提案がなされている。

8 提案額

0千円

提 案 概 要

(北九州市立本城リサイクル工房 指定管理者)

団体名 : 社会福祉法人 北九州市手をつなぐ育成会

1 指定管理者としての適性について

(1) 施設の管理運営（指定管理業務）に対する理念、基本方針

利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことが出来るよう、通常の事業所に雇用されることが困難な障害のある人たちを、適切な支援を行って契約雇用するとともに、必要な知識及び能力の向上を図ることを目的とします。

労働災害の防止、安全作業、品質向上、福利厚生の様々な計画案、健康増進等に利用者が役割・責任を果たすべく主体的に取り組み、働きやすい快適な職場作りを目指しています。

(2) 安定的な人的基盤や財政基盤

27年度6月で403名の職員が在籍、人材育成を核とした教育研修、評価、処遇、福利厚生が連動したトータル人事システムを導入しています。さらに、メンタルヘルス対策にも万全を期すと共に、職員の人生に関わるキャリア形成支援を法人として取り組むよう努めます。また、法人内の複数のサービスを有機的に連携、発展させるためにサービスアドバイザー、サービスマネージャーを配置しています。財政基盤については、北九州市の指定管理施設の民間譲渡による施設再整備により、自己資金の支出や福祉医療機構、金融機関からの借入を行っていますが、「流動比率」「固定長期適合率」「純資産比率」は健全な指標となっています。今後も法人全体で利用者サービスの質の向上に取り組み、利用者ニーズに応じたサービスの展開を図り、法人全職員が一丸となって安定経営に取り組んでいくこととしています。

(3) 実績や経験など

当法人は昭和53年に設立しました。リサイクル工房は、障害のある人の働く場が必要であるというニーズに応えるために、北九州市が福祉工場として設置し、当法人にて20年間運営してきました。その後も働く場として、障害のある人への支援を実践すると共に、北九州市環境局より缶・びん選別作業・トレイ選別作業・インゴット形成作業を受託し、高い評価を頂いています。

現在7ヶ所の指定管理施設を受け、それ以外にも法人立の事業所を立ち上げ、全体で市内に33施設・事業所、59事業を展開し37年の歴史と実績を有しています。平成25年度から民間譲渡に基づく再整備を推進し、東部・中部・西部の各エリアに育成会会館を建設し、地域生活支援の一体的サービス提供の拠点としています。人材育成に特に力を入れ、資格取得者（社会福祉士55名、精神保健福祉士22名、介護福祉士68名）であり、各施設・事業所におけるOJTを積極的に活用しサービスの向上を図っています。また、地域活動も盛んに実施しており、法人として年間100件を上回る地域活動へ参加しています。また、年間を通じて数多くの見学者（約1,500名：うち小学生1,048名）があり、缶ビンリサイクルの啓発に努め、ゴミ分別の質の向上に貢献しています。

2 管理運営計画の適確性

| 【有効性】に関する取組み | |
|---|--|
| (1) 施設の設置目的の達成に向けた取り組み | |
| <p>通常の事業所に雇用されることが困難な障害のある方を利用(雇用)契約し、生産活動の提供と就労に必要な知識及び能力の向上に必要な訓練を行うと共に自立した日常生活及び社会生活を営むことが出来るように、利用者のニーズに踏まえた個別支援計画を作成します。また、家族からの相談にも柔軟に対応します。環境保全や環境にやさしい企業活動を推進し、北九州市から委託された業務の完全処理を実践します。</p> | |
| (2) 利用者の満足度 | |
| <p>法人独自の第3者評価や北九州市利用者アンケート調査等の結果を事業計画に反映させ、サービスの向上を図りつつ、長く働き続けられるように安全・健康に配慮した作業環境づくりに務めます。更に、当事者会や部会活動の支援、4S活動を推進します。また、働く意欲の向上では、目標管理制度を活用し、達成感や充実感が得られるように支援します。そして、苦情解決制度による利用者からの苦情や相談に積極的に対応し、迅速かつ公平に解決を図ります。</p> | |

| 【効率性】に関する取組み | |
|---|--|
| (1) 指定管理料及び収入 | |
| <p>事業所収入については、障害福祉サービス費による収入と利用者負担金による収入とします。可能な限り多くの利用者を受け入れ、その収入を安定させるとともに、サービス向上に努めます。</p> | |
| (2) 収支計画の妥当性及び実現可能性 | |
| <p>収支計画は、利用者サービス向上に視点をおき、業務遂行時の安全・衛生面及び行事・福利厚生の充実を目指した経費配分に取組みます。事業計画を職員全体で積み上げ、法人による事業所全体の収支バランスの確認や会計事務所の監査を受け、透明性の確保・積算の根拠性を高めます。外部委託業者はローコスト・費用対効果の視点から選定します。</p> | |

| 【適正性】に関する取組み | |
|---|--|
| (1) 管理運営体制など | |
| <p>障害者総合支援法及び北九州市独自の基準に則り、就労継続支援A型事業所の人員、設備及び運営の基準を順守すると共に消防法・労働安全衛生法等の関係法令にそって施設の維持・管理運営体制を整備します。併せて、サービス管理責任者及び委託業務の実施に伴い破碎リサイクル施設技術管理士を配置しています。更に、地域の活動に積極的に参加し、障害がある方たちに対する理解・啓発、地域や近隣の企業と協働した地域活動を取組みます。</p> | |
| (2) 平等利用、安全対策、危機管理体制など | |
| <p>利用者との契約において、北九州市と連携のもと公共職業安定所を通じて公平で適切な実技試験・面接を実施します。安全対策では、労働災害ゼロ・疾病災害ゼロを目指し、安全・快適な環境で働くことが出来るように「安全衛生管理計画書」を作成し、安全教育の実施及び支援を行います。</p> | |

ます。併せて、利用者・職員のリスク管理に対する意識を高め、災害対策・事故及び防犯、不測の事態における危機管理マニュアルを整備、迅速に対応できる体制としています。また、障害者差別解消法及び障害者虐待防止法を遵守し、適切な支援を行います。

提案額（千円）

| | |
|------|-----|
| 28年度 | 0千円 |
| 29年度 | 0千円 |
| 30年度 | 0千円 |
| 31年度 | 0千円 |
| 32年度 | 0千円 |

指定管理者候補の選定結果について

下記のとおり、指定管理者の「候補」が選定されました。指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があり、平成27年12月議会の議決を経た後に正式に指定することとなります。

1 指定概要

(1) 施設概要

名 称：北九州市立浅野社会復帰センター

所在地：北九州市小倉北区浅野二丁目16番38号

施設内容

①施設概要

敷地面積：約1,317m²

構 造：鉄筋コンクリート造3階建（うち3階と2階の一部）

規 模：延床面積約1,032m²（うち3階と2階の一部）

②事業内容

- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」）に基づく就労移行支援事業
- ・障害者総合支援法に基づく就労継続支援事業 等

(2) 指定期間

平成28年4月1日～平成33年3月31日

(3) 指定管理者候補の概要

名 称：社会福祉法人 北九州精神保健福祉事業協会

所在地：北九州市小倉北区浅野二丁目16番38号

主な業務内容：第二種社会福祉事業（障害福祉サービス事業ほか）

社会福祉事業従事者等の研修事業（公益事業）

2 指定の経緯

平成27年7月9～15日 募集要項配布

平成27年9月11日 募集締め切り

平成27年10月19日 指定管理者検討会の開催

平成27年11月 指定管理者候補を決定

(1) 応募資格

- ①法人であること。

- ②本社、本店又は主たる営業所、事業所等を、事故など緊急な対処を要する事態が発生した場合に迅速に対応できる場所に有するもの。
- ③募集説明会に参加していること。

(2) 応募状況

説明会参加：2団体

応募件数：1団体（社会福祉法人 北九州精神保健福祉事業協会）

3 選定方法

指定管理者の選定に当たっては、学識経験者や専門家等による指定管理者検討会を開催し、応募者から提出された事業計画書等について検討しました。市は、検討会の検討結果を参考に指定管理者候補を決定しました。

4 検討会構成員

- ・[民間経験者] 大野 元次（北九州市知的障害者相談員協議会 副会長）
- ・[民間有識者] 緒方 有為子（北九州福祉サービス株式会社 統括部長）
- ・[学識経験者] 門田 光司（久留米大学 教授）
- ・[公認会計士] 松田 融（松田会計事務所）

※ 五十音順

5 選定基準等

選定基準（＝審査項目）及びポイント

1 指定管理者としての適性

（1）施設の管理運営（指定管理業務）に対する理念、基本方針

- ① 応募団体が、市の当該分野における基本的な政策や計画、あるいは施設の設置目的や性格等を十分に理解した上で、それらに適合した管理運営（指定管理業務）に対する理念や基本方針を持っているか。

（2）安定的な人的基盤や財政基盤

- ① 長期間安定的な管理運営（指定管理業務）を行っていくだけの人的基盤や財政基盤等を有しており、又は確保できる見込みがあるか。

（3）実績や経験など

- ① 応募団体が同様、類似の業務の実績を有しており、成果を上げているか。
- ② 応募団体が施設の管理運営（指定管理業務）に関する専門的知識や資格、経験を十分に有しており、熱意や意欲を持っているか。

2 管理運営計画の適確性

【有効性】

（1）施設の設置目的の達成に向けた取組み

- ① 施設の管理運営（指定管理業務）に係る事業計画の内容が、施設の効用を最大限に發揮し、施設の設置目的に沿った成果が得られるものであるか。
- ② 施設の利用者の増加や利便性を高めるための実施可能な提案があるか。
- ③ 施設の設置目的に応じた営業・広報活動に関する効果的な提案があるか。

④ 利用者の障害特性等に応じた適正なサービス提供計画（個人計画）の作成等についての提案があるか。

・発達向上 ・社会性の向上 ・身体機能の維持、向上 ・自立支援 など

⑤ 利用者の家族支援（障害者を介護する保護者等）についての基本的な考え方や具体的な取り組み等の提案があるか。

（2）利用者の満足度

① 利用者の満足が得られるよう十分に考えられているか。

② 利用者の意見を把握し、それらを反映させる仕組みを構築しているか。

③ 利用者からの苦情に対する対策が十分に考えられているか。

④ 利用者への情報提供が図られるよう十分に考えられているか。

⑤ 利用者のニーズ等に沿った取り組み（社会参加や生きがいづくりなど）が考えられているか。

⑥ その他サービスの質を維持・向上するための具体的な提案がなされているか。

※就労移行支援・就労継続支援のサービスを提供する施設は、以下を提案に記載すること。

利用者の一般就労、工賃（賃金）の向上のための具体的な取り組みが考えられているか。

【効率性】

（3）指定管理料及び収入

① 指定管理業務に係る費用（指定管理料）が最小限に抑えられているか。

② 収入が最大限確保される提案であるか。

③ 完全利用料金制の場合、市に対して収益の一部を納付する提案があるか。

（4）収支計画の妥当性及び実現可能性

① 収支計画が妥当かつ、実現可能な提案であるか。

② 経費の配分は適切であるか。

③ 積算根拠は明確であるか。

④ 再委託が適切な水準で行われているか。

【適正性】

（5）管理運営体制など

① 施設の管理責任者、管理体制が明確に示されているか。

② 施設の管理運営（指定管理業務）にあたる人員の配置が合理的であるか。

③ 施設の管理運営（指定管理業務）にあたる人員が必要な資格、経験などを有しているか。

④ 職員の資質・能力向上を図るよう考えられているか。

⑤ 地域の住民や関係団体等との連携や協働による事業展開が図られるものであるか。

（6）平等利用、安全対策、危機管理体制など

① 施設の利用者の個人情報を保護するための対策が十分に考えられているか。

② 施設の利用者に対する人権が尊重され、また、身体拘束及び虐待等の防止策が十分に考えられているか。

③ 利用者が限定される施設の場合、利用者の選定が公平で適切に行われるよう配慮されているか。

④ 日常の事故防止などの安全対策や事故発生時の対応などが十分に考えられているか。

⑤ 衛生管理及び感染症防止への対応策が十分に考えられているか。

⑥ 防犯、防災対策や非常災害時の危機管理体制などが十分考えられているか。

【評価レベル】

| 評価 レベル | 乗 率 | 評価レベルの考え方 |
|-----------|------|---------------------------------------|
| 5 | 100% | 特に優れている（市の要求水準を大幅に上回っている、高度な能力を有している） |
| 4 | 80% | 優れている（市の要求水準を上回っている、十分な能力を有している） |
| 3 | 60% | 普通（市の要求水準を満たしている、一応の能力を有している） |
| 2 | 40% | 多少不十分である（市の要求水準を下回っている、多少能力が乏しい） |
| 1 | 20% | 不十分である（市の要求水準を大幅に下回っている、能力が乏しい） |
| 0 | 0% | 劣っている（能力がほとんどなく、任せることに不安がある） |

6 審査結果

(1) 評価レベル及び得点

| 団体名 | 選定基準（＝審査項目） 及びポイント | 配点 | 評価レベル | | | | | 得点 | |
|-------------------------|------------------------|-----|-------|----|----|----|-----|----|--|
| | | | 構成員 | | | | 平均 | | |
| | | | A | B | C | D | | | |
| 社会福祉法人 北九州精神保健福祉事業協会 | 1 指定管理者としての適性 | | | | | | | | |
| | (1) 施設の管理運営に対する理念、基本方針 | 5 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | |
| | (2) 安定的な人的基盤や財政基盤 | 5 | 4 | 4 | 4 | 3 | 3.7 | 4 | |
| | (3) 実績や経験など | 5 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | |
| | 2 管理運営計画の適確性 | | | | | | | | |
| | 【有効性】 | | | | | | | | |
| | (1) 施設の設置目的の達成に向けた取組み | 25 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 20 | |
| | (2) 利用者の満足度 | 20 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 16 | |
| | 【効率性】 | | | | | | | | |
| | (3) 指定管理料及び収入 | 10 | 3 | 4 | 3 | 3 | 3.2 | 3 | |
| | (4) 収支計画の妥当性及び実現可能性 | 10 | 3 | 4 | 4 | 3 | 3.5 | 4 | |
| | 【適正性】 | | | | | | | | |
| | (5) 管理運営体制など | 10 | 4 | 4 | 4 | 3 | 3.7 | 4 | |
| | (6) 平等利用、安全対策、危機管理体制など | 10 | 3 | 4 | 3 | 3 | 3.2 | 3 | |
| | 合 計 | 100 | 74 | 80 | 76 | 71 | — | 76 | |
| | 地元団体に対する優遇措置（5点） | | | | | | | 81 | |

※「平均」欄は小数点第1位まで記入。小数点第2位以下は切捨て

(2) 検討会における主な意見

【指定管理者としての適性】

- ・基本理念・方針が記述されており、市の政策方針にも沿ったものになっている。
- ・具体的な人材育成の取り組みと専門性向上に向けた取り組み内容が評価できる。
- ・長年の運営実績から専門性のノウハウを有している。

【管理運営計画の的確性】

- ・精神障害者の就労支援、就労継続支援として職場訪問、医療機関との連携、就労者が安定して働く支援を充実させている。広報、啓発活動にも力を入れている。
- ・独自のアンケートを用い、利用者の高い満足度が得られている。
- ・職員の資質向上に向けた取り組み内容が評価できる。
- ・それぞれの項目についてマニュアルを作成、又研修等も実施され取り組んでいる。

(3) 検討会における検討結果

応募団体について検討会で審査した結果、指定管理者の適性については3つの審査項目については評価レベル4、有効性においては2つの審査項目について評価レベル4、効率性の2つの審査項目については評価レベル4と3、適正性の2つの審査項目については評価レベル4と3となり、全体的に市の要求水準を満たしており、一応の能力を有していることが認められた。

7 選定結果

市は、検討会の検討結果を参考に、社会福祉法人北九州精神保健福祉事業協会を指定管理者候補に選定しました。

(1) 選定された団体の主な提案内容

別紙「提案概要」のとおり

(2) 市における主な選定理由

- ・平成12年の設立当初から約15年間の管理運営実績があり、精神障害者への支援等における知識や経験を積み重ねている。
- ・平成18年度からは、指定管理者として施設の管理運営を行っている。施設の設置目的等についてよく理解しており、施設の管理運営に関して強い意欲が感じられる。
- ・施設の職員のほとんどが、精神保健福祉士等の有資格者であり、一定の人的基盤を有している。さらに、職員の資質・能力向上を図るため、積極的に各種の研修等の実施が計画されている。
- ・財務状況も健全であり、財政基盤は安定している。また、経費削減についても、一定の取組みがなされている。

- ・利用者へのサービス向上、利用者ニーズの把握、苦情対応、就労に向けてのスキルアップなど、利用者（障害者）の満足向上等に関して、実績を踏まえた様々な提案がなされている。

8 提案額

0千円

提 案 概 要

(北九州市立浅野社会復帰センター 指定管理者)

団体名：社会福祉法人 北九州精神保健福祉事業協会

1 指定管理者としての適性について

(1) 施設の管理運営（指定管理業務）に対する理念、基本方針

「障害があっても一人の人間として尊厳を持って住み慣れた地域で自立して生活ができるよう支援することが私たち職員の責務です」という基本理念の基、障がい者本人とその家族や関係機関・地域住民との緊密な連携や、障がい者に対する社会の理解を深めるため、あらゆる機会を通じて情報発信と共に、専門職としての自己研鑽に努めます。

(2) 安定的な人的基盤や財政基盤

人的基盤の安定のため、職員の資格取得・研修等への参加を奨励し、職員のモチベーション向上、満足度向上のための仕組みづくりを行います。また、平成26年度決算において法人全体の流動比率は、**1,263%**で、財政の短期的安定性は確保されています。長期的安定性についても、純資産構成比率が**92.8%**で確保されています。浅野社会復帰センターでは今後も安定的な運営を持続できるよう、計画的な運営を行います。

(3) 実績や経験など

平成12年4月の開設以来、一般就労への移行支援を中心とし、多くの精神障がい者の生活の質の向上のため、支援を行ってきました。平成23年5月にジョブサポートセンター黒崎、平成25年4月にジョブサポートセンター八幡を開設することで北九州市内における就労移行支援の体制を強化し、平成26年度には、法人内3事業所で30名の方が一般就労につながりました。職員については精神保健福祉士や社会福祉士の有資格者を配置しています。浅野社会復帰センターではセンター長、サービス管理責任者を含めた支援員9名中8名が精神保健福祉士、社会福祉士、臨床心理士の資格を持ち、質の高い支援を保つよう努めています。

2 管理運営計画の適確性

【有効性】に関する取組み

(1) 施設の設置目的の達成に向けた取り組み

昨今の関係法の改正や報酬改定により、精神障がい者の雇用が促進され、働き続けるための定着支援が更に重要視されるようになりました。就労支援において必要・適切なサービスを提供することはもちろん、就労継続のための支援として、職場への定期訪問、医療機関等の関係機関との連携、家族支援、OB・OG会の企画等、就職者が安心して働き続けるための支援を充実させ、積極的に取り組みます。また、多くの方に浅野社会復帰センターを知っていただけるよう、広報・啓発活動に力を入れます。

(2) 利用者の満足度

意見箱の設置や毎月の利用者ミーティングでの意見聴取、年に1度の利用者アンケートを実施し、既存の取り組みについて評価・見直しを行い、さらによりよいサービスを提供し、満足度向上に努めます。

【効率性】に関する取組み

(1) 指定管理料及び収入

運営費に係る事業費は、利用者に対する福祉サービスの質を落とさず、光熱費を中心に経費の低減に努めます。また、数ある事業所の中から浅野社会復帰センターを選んでいただくため、積極的な広報活動、見学者・体験利用者に対するきめ細かい支援を行い、収入確保に努めます。余剰金が発生した場合は、これまでの経験をいかした市民講座等、地域福祉に貢献できる取り組みを行います。

(2) 収支計画の妥当性及び実現可能性

就労定着率を伸ばす取り組みを行うことで就労定着支援体制加算を算定し収入を上げ、消費税増税に対応するべく更なる経費削減に努めることで、平成 28 年度から平成 32 年度までは 1,261 千円～2,008 千円の収益を見込んでいます。

【適正性】に関する取組み

(1) 管理運営体制など

障害者総合支援法の運営基準に沿って人員配置しています。法人職員の人材育成のため、個々のキャリアに応じた独自の研修制度を設けたほか、メンター制や目標管理制度の導入、外部講師を招聘した研修会等により資質の向上を図っています。また、ミーティングや面談、自己申告書を通して管理者と職員がコミュニケーションを図る機会を設け、快適な職場環境の維持・向上に努めています。

(2) 平等利用、安全対策、危機管理体制など

利用者の選定・支援提供については、適切なアセスメントと支援者チームでの検討を経て行い、私的な感情や事情、不当な事由に左右されることがないよう配慮します。

また、個人情報保護、虐待防止、事故対応、衛生管理、危機管理についてそれぞれ検討する委員会を法人内に設置しています。委員会による啓発活動やマニュアル整備、研修会により職員に意識付けを行い、利用者が安心して利用できる環境づくりに努めています。

提案額（千円）

| | |
|------|-----|
| 28年度 | 0 円 |
| 29年度 | 0 円 |
| 30年度 | 0 円 |
| 31年度 | 0 円 |
| 32年度 | 0 円 |

平成27年11月12日
保健福祉局障害福祉課

指定管理者候補の選定結果について

下記のとおり、指定管理者の「候補」が選定されました。指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があり、平成27年12月議会の議決を経た後に正式に指定することとなります。

1 指定概要

(1) 施設概要

名称：北九州市立浅野工芸舎

所在地：北九州市小倉北区浅野二丁目16番38号

施設内容：

①施設概要

敷地面積：約1,317m²

構造：鉄筋コンクリート造3階建（うち1階と2階の一部）

規模：延床面積約1,032m²（うち1階と2階の一部）

②事業内容

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく就労継続支援事業 等

(2) 指定期間

平成28年4月1日～平成33年3月31日

(3) 指定管理者候補の概要

名称：社会福祉法人 北九州市手をつなぐ育成会

所在地：北九州市戸畠区沖台二丁目4番8号

主な業務内容：第一種社会福祉事業（障害者支援施設の運営）

第二種社会福祉事業（障害福祉サービス事業の実施）

北九州市からの委託事業（日中一時支援事業ほか）

2 指定の経緯

平成27年7月9～15日 募集要項配布

平成27年9月11日 募集締め切り

平成27年10月19日 指定管理者検討会の開催

平成27年11月 指定管理者候補を決定

(1) 応募資格

①法人であること。

- ②本社、本店又は主たる営業所、事業所等を、事故など緊急な対処を要する事態が発生した場合に迅速に対応できる場所に有するもの。
- ③募集説明会に参加していること。

(2) 応募状況

説明会参加：1団体

応募件数：1団体（社会福祉法人 北九州市手をつなぐ育成会）

3 選定方法

指定管理者の選定に当たっては、学識経験者や専門家等による指定管理者検討会を開催し、応募者から提出された事業計画書等について検討しました。市は、検討会の検討結果を参考に指定管理者候補を決定しました。

4 検討会構成員

- ・[民間経験者] 大野 元次（北九州市知的障害者相談員協議会 副会長）
 - ・[民間有識者] 緒方 有為子（北九州福祉サービス株式会社 統括部長）
 - ・[学識経験者] 門田 光司（久留米大学 教授）
 - ・[公認会計士] 松田 融（松田会計事務所）
- ※ 五十音順

5 選定基準等

| 選定基準（＝審査項目）及びポイント | |
|---|--|
| 1 指定管理者としての適性 | |
| (1) 施設の管理運営（指定管理業務）に対する理念、基本方針 | |
| ① 応募団体が、市の当該分野における基本的な政策や計画、あるいは施設の設置目的や性格等を十分に理解した上で、それらに適合した管理運営（指定管理業務）に対する理念や基本方針を持っているか。 | |
| (2) 安定的な人的基盤や財政基盤 | |
| ① 長期間安定的な管理運営（指定管理業務）を行っていくだけの人的基盤や財政基盤等を有しており、又は確保できる見込みがあるか。 | |
| (3) 実績や経験など | |
| ① 応募団体が同様、類似の業務の実績を有しており、成果を上げているか。 | |
| ② 応募団体が施設の管理運営（指定管理業務）に関する専門的知識や資格、経験を十分に有しており、熱意や意欲を持っているか。 | |
| 2 管理運営計画の適確性 | |
| 【有効性】 | |
| (1) 施設の設置目的の達成に向けた取組み | |
| ① 施設の管理運営（指定管理業務）に係る事業計画の内容が、施設の効用を最大限に發揮し、施設の設置目的に沿った成果が得られるものであるか。 | |
| ② 施設の利用者の増加や利便性を高めるための実施可能な提案があるか。 | |
| ③ 施設の設置目的に応じた営業・広報活動に関する効果的な提案があるか。 | |

④ 利用者の障害特性等に応じた適正なサービス提供計画（個人計画）の作成等についての提案があるか。

・発達向上 ・社会性の向上 ・身体機能の維持、向上 ・自立支援 など

⑤ 利用者の家族支援（障害者を介護する保護者等）についての基本的な考え方や具体的な取り組み等の提案があるか。

（2）利用者の満足度

① 利用者の満足が得られるよう十分に考えられているか。

② 利用者の意見を把握し、それらを反映させる仕組みを構築しているか。

③ 利用者からの苦情に対する対策が十分に考えられているか。

④ 利用者への情報提供が図られるよう十分に考えられているか。

⑤ 利用者のニーズ等に沿った取り組み（社会参加や生きがいづくりなど）が考えられているか。

⑥ その他サービスの質を維持・向上するための具体的な提案がなされているか。

※就労移行支援・就労継続支援のサービスを提供する施設は、以下を提案に記載すること。

利用者の一般就労、工賃（賃金）の向上のための具体的な取り組みが考えられているか。

【効率性】

（3）指定管理料及び収入

① 指定管理業務に係る費用（指定管理料）が最小限に抑えられているか。

② 収入が最大限確保される提案であるか。

③ 完全利用料金制の場合、市に対して収益の一部を納付する提案があるか。

（4）収支計画の妥当性及び実現可能性

① 収支計画が妥当かつ、実現可能な提案であるか。

② 経費の配分は適切であるか。

③ 積算根拠は明確であるか。

④ 再委託が適切な水準で行われているか。

【適正性】

（5）管理運営体制など

① 施設の管理責任者、管理体制が明確に示されているか。

② 施設の管理運営（指定管理業務）にあたる人員の配置が合理的であるか。

③ 施設の管理運営（指定管理業務）にあたる人員が必要な資格、経験などを有しているか。

④ 職員の資質・能力向上を図るよう考えられているか。

⑤ 地域の住民や関係団体等との連携や協働による事業展開が図られるものであるか。

（6）平等利用、安全対策、危機管理体制など

① 施設の利用者の個人情報を保護するための対策が十分に考えられているか。

② 施設の利用者に対する人権が尊重され、また、身体拘束及び虐待等の防止策が十分に考えられているか。

③ 利用者が限定される施設の場合、利用者の選定が公平で適切に行われるよう配慮されているか。

④ 日常の事故防止などの安全対策や事故発生時の対応などが十分に考えられているか。

⑤ 衛生管理及び感染症防止への対応策が十分に考えられているか。

⑥ 防犯、防災対策や非常災害時の危機管理体制などが十分考えられているか。

【評価レベル】

| 評価 レベル | 乗 率 | 評価レベルの考え方 |
|-----------|------|---------------------------------------|
| 5 | 100% | 特に優れている（市の要求水準を大幅に上回っている、高度な能力を有している） |
| 4 | 80% | 優れている（市の要求水準を上回っている、十分な能力を有している） |
| 3 | 60% | 普通（市の要求水準を満たしている、一応の能力を有している） |
| 2 | 40% | 多少不十分である（市の要求水準を下回っている、多少能力が乏しい） |
| 1 | 20% | 不十分である（市の要求水準を大幅に下回っている、能力が乏しい） |
| 0 | 0% | 劣っている（能力がほとんどなく、任せることに不安がある） |

6 審査結果

（1）評価レベル及び得点

| 団体名 | 選定基準（＝審査項目） 及びポイント | 配点 | 評価レベル | | | | | | 得点 | |
|------------------------------------|----------------------------|----|-------|----|----|----|-----|----------|-----------|--|
| | | | 構成員 | | | | 平均 | 審査 結果 | | |
| | | | A | B | C | D | | | | |
| 1 指定管理者としての適性 | | | | | | | | | | |
| 社会福祉法人 北九州 市手を つなぐ 育成会 | (1) 施設の管理運営に対する 理念、基本方針 | 5 | 3 | 4 | 3 | 3 | 3.2 | 3 | 3 | |
| | (2) 安定的な人的基盤や財政 基盤 | 5 | 4 | 3 | 4 | 4 | 3.7 | 4 | 4 | |
| | (3) 実績や経験など | 5 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | |
| | 2 管理運営計画の適確性 | | | | | | | | | |
| | 【有効性】 | | | | | | | | | |
| | (1) 施設の設置目的の達成 に向けた取組み | 25 | 3 | 3 | 4 | 4 | 3.5 | 4 | 20 | |
| | (2) 利用者の満足度 | 20 | 3 | 3 | 3 | 4 | 3.2 | 3 | 12 | |
| | 【効率性】 | | | | | | | | | |
| | (3) 指定管理料及び収入 | 10 | 3 | 4 | 4 | 3 | 3.5 | 4 | 8 | |
| | (4) 収支計画の妥当性及び 実現可能性 | 10 | 3 | 4 | 4 | 3 | 3.5 | 4 | 8 | |
| | 【適正性】 | | | | | | | | | |
| | (5) 管理運営体制など | 10 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 8 | |
| | (6) 平等利用、安全対策、危 機管理体制など | 10 | 3 | 4 | 3 | 3 | 3.2 | 3 | 6 | |
| 合 計 | | | 100 | 64 | 70 | 73 | 73 | — | 73 | |
| 地元団体に対する優遇措置（5点） | | | | | | | | | 78 | |

※「平均」欄は小数点第1位まで記入。小数点第2位以下は切捨て

（2）検討会における主な意見

【指定管理者としての適性】

- ・理念や基本方針を有していると認める。

- ・人材育成のトータル人事システムが評価できる。
- ・当該団体の長年にわたる経験と実績、又専門的知識による多角的な事業へのチャレンジが評価できる。
- ・人材教育、財政基盤の確立性など安定性がはかられている。

【管理運営計画の的確性】

- ・収支計画に妥当性があり、経費配分、積算根拠も適切且つ明確である。無駄な経費の削減にも努力されている。
- ・人権の尊重、身体拘束、虐待の防止について、法的な遵守のもとマニュアルの作成や規範、要領を作成して、具体的な取り組みを行っている。
- ・職員の資質向上に向けた取り組み内容が評価できる。

(3) 検討会における検討結果

応募団体について検討会で審査した結果、指定管理者の適性については3つの審査項目のうち、2つの項目で評価レベル4、1つの項目で評価レベル3、有効性においては2つの審査項目について評価レベル4と3、効率性の2つの審査項目については評価レベル4、適正性の2つの審査項目については評価レベル4と3となり、全体的に市の要求水準を満たしており、一応の能力を有していることが認められた。

なお、職員の定着率、人材のバランスの確保の観点から、「若い支援員が多い事はいい事だが、職員の定着率を高める取り組みを行い、職員の仕事の負担を少しでも軽減し、ベテラン支援員とのバランスに努めること。」の付帯意見を付すこととなった。

7 選定結果

市は、検討会の検討結果を参考に、社会福祉法人北九州市手をつなぐ育成会を指定管理者候補に選定しました。

(1) 選定された団体の主な提案内容

別紙「提案概要」のとおり

(2) 市における主な選定理由

- ・長年にわたり、法人立の障害者・障害児施設の運営を行っており、障害福祉に関する専門的知識や経験、ノウハウを有している。浅野工芸舎についても、平成12年の開設当初から円滑に管理運営を行ってきた実績がある。
- ・平成18年度からは、指定管理者として施設の管理運営を行っている。施設の設置目的等についてよく理解しており、施設の管理運営に関して強い意欲が感じられる。
- ・法人全体で、社会福祉士等の資格取得者を数多く有しており、さらに将来の人材育成についても積極的に取組む姿勢がある。また、各種の研修制度等により職員の資質向上等に努めている。
- ・十分な基本財産を有しており、財政基盤は安定している。また、経費削減についても一定の取組みがなされている。

- ・利用者や家族のニーズに基づく個別支援計画の策定、社会参加の推進、苦情対応、情報提供など、利用者（障害者）の満足向上に関しても、実績を踏まえた様々な提案がなされている。

8 提案額

0千円

提 案 概 要

(北九州市立浅野工芸舎 指定管理者)

団体名 : 社会福祉法人 北九州市手をつなぐ育成会

1 指定管理者としての適性について

(1) 施設の管理運営（指定管理業務）に対する理念、基本方針

1. 基本的人権を尊重し、利用者一人ひとりのその人なりの人生を大切にします。
2. 利用者一人ひとりの人間としての権利を守り、いかなる差別、虐待、人権侵害も許しません。
3. 利用者一人ひとりの個性や主体性を尊重し、自己決定を基本とした支援を心がけます。
4. 障害者が地域で豊かな市民生活を送れるよう、一人ひとりのニーズに添った支援を心がけます。
5. 自己研鑽に努め、専門的な知識と技術と価値観を持って、良質なサービスを提供します。

(2) 安定的な人的基盤や財政基盤

27年度6月で403名の職員が在籍、人材育成を核とした教育研修、評価、処遇、福利厚生が連動したトータル人事システムを導入しています。さらに、メンタルヘルス対策にも万全を期すと共に、職員の人生に関わるキャリア形成支援を法人として取り組むよう努めます。また、法人内の複数のサービスを有機的に連携、発展させるためにサービスアドバイザー、スマネージャーを配置しています。財政基盤については、北九州市の指定管理施設の民間譲渡による施設再整備により、自己資金の支出や福祉医療機構、金融機関からの借入を行っていますが、「流動比率」「固定長期適合率」「純資産比率」は健全な指標となっています。今後も法人全体で利用者サービスの質の向上に取り組み、利用者ニーズに応じたサービスの展開を図り、法人全職員が一丸となって安定経営に取り組んでいくこととしています。

(3) 実績や経験など

当法人は昭和53年に設立しました。現在7ヶ所の指定管理施設を受け、それ以外にも法人立の事業所を立ち上げ、全体で市内に33施設・事業所、59事業を展開し37年の歴史と実績を有しています。平成25年度から民間譲渡に基づく再整備を推進し、東部・中部・西部の各エリアに育成会館を建設し、地域生活支援の一体的サービス提供の拠点としています。人材育成に特に力を入れ、資格取得者（社会福祉士55名、精神保健福祉士22名、介護福祉士68名）であり、各施設・事業所におけるOJTを積極的に活用しサービスの向上を図っています。また、地域活動も盛んに実施しており、法人として年間100件を上回る地域活動へ参加しています。

2 管理運営計画の適確性

| 【有効性】に関する取組み | |
|---|--|
| (1) 施設の設置目的の達成に向けた取り組み | |
| <p>通常の事業所に雇用されることが困難な障害者につき、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。併せて、個別支援計画を作成し、日常生活や社会生活の自立、健康・身体機能の維持向上を目指した支援を実施します。また、多くの障害者のある方達に利用して頂けるよう、特別支援学校や行政機関、相談支援機関等と連携し、積極的に利用相談・施設見学・体験利用を受付けます。更に、大学等からの実習生を受入れ、障害者福祉に携わる人材育成の場の提供や地域と連携したボランティア活動や防災訓練、地域行事、社会福祉協議会への参加を通じて地域交流・社会貢献活動にも努めます。</p> | |
| (2) 利用者の満足度 | |
| <p>利用者ニーズに沿って、①工賃向上計画推進、②地域行事への参画、③当事者会の支援(意思決定支援)、④家族会への協力や意見要望の集約等を行い、地域生活の実現や社会参加、生きがいに繋がる取組みをします。併せて、広報誌やホームページによる情報公開と共に、利用者・家族・第三者を対象としたサービス評価の実施し、サービスの向上に努めます。</p> | |

| 【効率性】に関する取組み | |
|--|--|
| (1) 指定管理料及び収入 | |
| <p>事業所収入については、障害福祉サービス費による収入と利用者負担金による収入とします。可能な限り多くの利用者を受け入れ、その収入を安定させるとともに、サービス向上に努めます。</p> | |
| (2) 収支計画の妥当性及び実現可能性 | |
| <p>収支計画は平成26年度までの利用実績と事業運営の実績を踏まえて計上しています。現利用者の安定的な利用と新規利用者確保も併せて行っていく事で安定した収益確保の実現に努めます。新規利用者の確保においては、特別支援学校の実習やその他の利用相談・体験利用を積極的に受け入れ、その家族や関係機関との密な連携を図り、利用者確保に努めます。</p> | |

| 【適正性】に関する取組み | |
|--|--|
| (1) 管理運営体制など | |
| <p>障害者総合支援法および市条例等を基準に、就労継続支援B型事業の人員配置、設備・運営基準を順守すると共に、職務分掌表を作成し、職員の役割と責任の明確化を図ります。併せて、職員の資質向上については、社会福祉士等の公的資格取得を進めると共に、OJT、施設内研修、外部研修派遣、カンファレンス等を通じて知識・スキルの向上に取組みます。</p> | |
| (2) 平等利用、安全対策、危機管理体制など | |
| <p>利用契約については、利用ニーズを踏まえ、施設見学、体験利用をすべての人に勧め、関係機関等と連携のもと、公平な利用が進められるよう努めます。安全対策については、定期的な建物</p> | |

点検、避難訓練、AED設置・講習の実施、夜間機械警備導入、地域の防災訓練への参加、危機管理等の各種マニュアルの周知徹底等を行います。更に、障害者虐待防止法及び障害者差別解消法、個人情報保護法等を遵守し、適切な支援を行います。

提案額（千円）

| | |
|------|-----|
| 28年度 | 0千円 |
| 29年度 | 0千円 |
| 30年度 | 0千円 |
| 31年度 | 0千円 |
| 32年度 | 0千円 |

平成27年11月12日
保健福祉局障害福祉課

指定管理者候補の選定結果について

下記のとおり、指定管理者の「候補」が選定されました。指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があり、平成27年12月議会の議決を経た後に正式に指定することとなります。

1 指定概要

(1) 施設概要

名称：北九州市立洞海工芸舎

所在地：北九州市若松区浜町一丁目10番25号

施設内容

①施設概要

敷地面積：約502m²

構造：鉄筋コンクリート造3階建

規模：延床面積約859m²

②事業内容

- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」）に基づく生活介護事業
- ・障害者総合支援法に基づく自立訓練事業
- ・障害者総合支援法に基づく就労継続支援事業 等

(2) 指定期間

平成28年4月1日～平成33年3月31日

(3) 指定管理者候補の概要

名称：社会福祉法人 北九州市手をつなぐ育成会

所在地：北九州市戸畠区沖台二丁目4番8号

主な業務内容：第一種社会福祉事業（障害者支援施設の運営）

第二種社会福祉事業（障害福祉サービス事業の実施）

北九州市からの委託事業（日中一時支援事業ほか）

2 指定の経緯

平成27年7月9～15日 募集要項配布

平成27年9月11日 募集締め切り

平成27年10月19日 指定管理者検討会の開催

平成27年11月 指定管理者候補を決定

(1) 応募資格

- ① 法人であること。
- ② 本社、本店又は主たる営業所、事業所等を、事故など緊急な対処を要する事態が発生した場合に迅速に対応できる場所に有するもの。
- ③ 募集説明会に参加していること。

(2) 応募状況

説明会参加：1団体

応募件数：1団体（社会福祉法人 北九州市手をつなぐ育成会）

3 選定方法

指定管理者の選定に当たっては、学識経験者や専門家等による指定管理者検討会を開催し、応募者から提出された事業計画書等について検討しました。市は、検討会の検討結果を参考に指定管理者候補を決定しました。

4 検討会構成員

- ・[民間経験者] 大野 元次（北九州市知的障害者相談員協議会 副会長）
 - ・[民間有識者] 緒方 有為子（北九州福祉サービス株式会社 統括部長）
 - ・[学識経験者] 門田 光司（久留米大学 教授）
 - ・[公認会計士] 松田 融（松田会計事務所）
- ※ 五十音順

5 選定基準等

| 選定基準（＝審査項目）及びポイント | |
|--------------------------------|--|
| 1 指定管理者としての適性 | |
| (1) 施設の管理運営（指定管理業務）に対する理念、基本方針 | <p>① 応募団体が、市の当該分野における基本的な政策や計画、あるいは施設の設置目的や性格等を十分に理解した上で、それらに適合した管理運営（指定管理業務）に対する理念や基本方針を持っているか。</p> |
| (2) 安定的な人的基盤や財政基盤 | <p>① 長期間安定的な管理運営（指定管理業務）を行っていくだけの人的基盤や財政基盤等を有しており、又は確保できる見込みがあるか。</p> |
| (3) 実績や経験など | <p>① 応募団体が同様、類似の業務の実績を有しており、成果を上げているか。</p> <p>② 応募団体が施設の管理運営（指定管理業務）に関する専門的知識や資格、経験を十分に有しており、熱意や意欲を持っているか。</p> |
| 2 管理運営計画の適確性 | |
| 【有効性】 | |
| (1) 施設の設置目的の達成に向けた取組み | <p>① 施設の管理運営（指定管理業務）に係る事業計画の内容が、施設の効用を最大限に發揮し、施設の設置目的に沿った成果が得られるものであるか。</p> |

- ② 施設の利用者の増加や利便性を高めるための実施可能な提案があるか。
- ③ 施設の設置目的に応じた営業・広報活動に関する効果的な提案があるか。
- ④ 利用者の障害特性等に応じた適正なサービス提供計画（個人計画）の作成等についての提案があるか。
 - ・発達向上　・社会性の向上　・身体機能の維持、向上　・自立支援　など
- ⑤ 利用者の家族支援（障害者を介護する保護者等）についての基本的な考え方や具体的な取り組み等の提案があるか。

（2）利用者の満足度

- ① 利用者の満足が得られるよう十分に考えられているか。
 - ② 利用者の意見を把握し、それらを反映させる仕組みを構築しているか。
 - ③ 利用者からの苦情に対する対策が十分に考えられているか。
 - ④ 利用者への情報提供が図られるよう十分に考えられているか。
 - ⑤ 利用者のニーズ等に沿った取り組み（社会参加や生きがいづくりなど）が考えられているか。
 - ⑥ その他サービスの質を維持・向上するための具体的な提案がなされているか。
- ※就労移行支援・就労継続支援のサービスを提供する施設は、以下を提案に記載すること。
利用者の一般就労、工賃（賃金）の向上のための具体的な取り組みが考えられているか。

【効率性】

（3）指定管理料及び収入

- ① 指定管理業務に係る費用（指定管理料）が最小限に抑えられているか。
- ② 収入が最大限確保される提案であるか。
- ③ 完全利用料金制の場合、市に対して収益の一部を納付する提案があるか。

（4）収支計画の妥当性及び実現可能性

- ① 収支計画が妥当かつ、実現可能な提案であるか。
- ② 経費の配分は適切であるか。
- ③ 積算根拠は明確であるか。
- ④ 再委託が適切な水準で行われているか。

【適正性】

（5）管理運営体制など

- ① 施設の管理責任者、管理体制が明確に示されているか。
- ② 施設の管理運営（指定管理業務）にあたる人員の配置が合理的であるか。
- ③ 施設の管理運営（指定管理業務）にあたる人員が必要な資格、経験などを有しているか。
- ④ 職員の資質・能力向上を図るよう考えられているか。
- ⑤ 地域の住民や関係団体等との連携や協働による事業展開が図られるものであるか。

（6）平等利用、安全対策、危機管理体制など

- ① 施設の利用者の個人情報を保護するための対策が十分に考えられているか。
- ② 施設の利用者に対する人権が尊重され、また、身体拘束及び虐待等の防止策が十分に考えられているか。
- ③ 利用者が限定される施設の場合、利用者の選定が公平で適切に行われるよう配慮されているか。
- ④ 日常の事故防止などの安全対策や事故発生時の対応などが十分に考えられているか。

| | | |
|--|--|--------------------------------------|
| | | ⑤ 衛生管理及び感染症防止への対応策が十分に考えられているか。 |
| | | ⑥ 防犯、防災対策や非常災害時の危機管理体制などが十分考えられているか。 |

【評価レベル】

| 評価 レベル | 乗 率 | 評価レベルの考え方 |
|-----------|------|---------------------------------------|
| 5 | 100% | 特に優れている（市の要求水準を大幅に上回っている、高度な能力を有している） |
| 4 | 80% | 優れている（市の要求水準を上回っている、十分な能力を有している） |
| 3 | 60% | 普通（市の要求水準を満たしている、一応の能力を有している） |
| 2 | 40% | 多少不十分である（市の要求水準を下回っている、多少能力が乏しい） |
| 1 | 20% | 不十分である（市の要求水準を大幅に下回っている、能力が乏しい） |
| 0 | 0% | 劣っている（能力がほとんどなく、任せることに不安がある） |

6 審査結果

（1）評価レベル及び得点

| 団体名 | 選定基準（＝審査項目） 及びポイント | 配点 | 評価レベル | | | | | 得点 | |
|------------------------------------|------------------------|-----|-------|----|----|----|-----|----|----|
| | | | 構成員 | | | | 平均 | | |
| | | | A | B | C | D | | | |
| 1 指定管理者としての適性 | | | | | | | | | |
| 社会福祉法人 北九州 市手を つなぐ 育成会 | (1) 施設の管理運営に対する理念、基本方針 | 5 | 3 | 4 | 3 | 3 | 3.2 | 3 | 3 |
| | (2) 安定的な人的基盤や財政基盤 | 5 | 4 | 3 | 4 | 4 | 3.7 | 4 | 4 |
| | (3) 実績や経験など | 5 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 |
| | 2 管理運営計画の適確性 | | | | | | | | |
| | 【有効性】 | | | | | | | | |
| | (1) 施設の設置目的の達成に向けた取組み | 25 | 3 | 3 | 4 | 4 | 3.5 | 4 | 20 |
| | (2) 利用者の満足度 | 20 | 4 | 3 | 3 | 4 | 3.5 | 4 | 16 |
| | 【効率性】 | | | | | | | | |
| | (3) 指定管理料及び収入 | 10 | 3 | 4 | 4 | 3 | 3.5 | 4 | 8 |
| | (4) 収支計画の妥当性及び実現可能性 | 10 | 3 | 4 | 4 | 3 | 3.5 | 4 | 8 |
| | 【適正性】 | | | | | | | | |
| | (5) 管理運営体制など | 10 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 8 |
| | (6) 平等利用、安全対策、危機管理体制など | 10 | 3 | 4 | 3 | 3 | 3.2 | 3 | 6 |
| 合 計 | | 100 | 68 | 70 | 73 | 73 | — | | 77 |
| 地元団体に対する優遇措置（5点） | | | | | | | | | 82 |

※「平均」欄は小数点第1位まで記入。小数点第2位以下は切捨て

(2) 検討会における主な意見

【指定管理者としての適性】

- ・理念や基本方針を有していると認める。
- ・人材育成のトータル人事システムが評価できる。
- ・長年の運営実績から専門性を活かしたノウハウを有している。

【管理運営計画の的確性】

- ・作業実習を利用者の障害に合わせて取り組んでいる。障害者の為の地域交流や社会貢献活動にも取り組んでいる。
- ・工賃のUPに十分意識して、取り組んでいると認める。
- ・職員の資質向上に向けた取り組み内容が評価できる。
- ・公平な利用に努め、安全対策にも取り組み、危機管理にも適切な支援を実施。防犯対策にも取り組んでいる。

(3) 検討会における検討結果

応募団体について検討会で審査した結果、指定管理者の適性については3つの審査項目のうち、2つの項目で評価レベル4、1つの項目で評価レベル3、有効性においては2つの審査項目について評価レベル4、効率性の2つの審査項目については評価レベル4、適正性の2つの審査項目については評価レベル4と3となり、全体的に市の要求水準を満たしており、一応の能力を有していることが認められた。

なお、職員の定着率、人材のバランスの確保の観点から、「若い支援員が多い事はいい事だが、職員の定着率を高める取り組みを行い、職員の仕事の負担を少しでも軽減し、ベテラン支援員とのバランスに努めること。」の付帯意見を付すこととなった。

7 選定結果

市は、検討会の検討結果を参考に、社会福祉法人北九州市手をつなぐ育成会を指定管理者候補に選定しました。

(1) 選定された団体の主な提案内容

別紙「提案概要」のとおり

(2) 市における主な選定理由

- ・長年にわたり、法人立の障害者・障害児施設の運営を行っており、障害福祉に関する専門的知識や経験、ノウハウを有している。洞海工芸舎についても、平成18年の開設当初から円滑に管理運営を行ってきた実績がある。
- ・平成18年度当初から、指定管理者として施設の管理運営を行っている。施設の設置目的等についてよく理解しており、施設の管理運営に関して強い意欲を感じられる。
- ・法人全体で、社会福祉士等の資格取得者を数多く有しており、さらに将来の人材育成についても積極的に取組む姿勢がある。また、各種の研修制度等により職員の資質向上等に努めている。

- ・十分な基本財産を有しており、財政基盤は安定している。また、経費削減についても一定の取組みがなされている。
- ・利用者や家族のニーズに基づく個別支援計画の策定、社会参加の推進、苦情対応、情報提供など、利用者（障害者）の満足向上に関しても、実績を踏まえた様々な提案がなされている。

8 提案額

0千円

提 案 概 要

(北九州市立洞海工芸舎 指定管理者)

団体名 : 社会福祉法人 北九州市手をつなぐ育成会

1 指定管理者としての適性について

(1) 施設の管理運営（指定管理業務）に対する理念、基本方針

障害者総合支援法に則り、障害のある方々の日中活動や社会参加、それぞれの自立を支援します。

1. 利用者個々の支援計画を作成し、利用者の自己実現を支援します。
2. 地域資源を活用し、利用者の社会参加を促進します。
3. 常にサービスを見直し、良質のサービスを提供できるように努めます。
4. 利用者が安心して暮らせるように、他の事業所と連携して地域生活を推進します。

(2) 安定的な人的基盤や財政基盤

27年度6月で403名の職員が在籍、人材育成を核とした教育研修、評価、処遇、福利厚生が連動したトータル人事システムを導入しています。さらに、メンタルヘルス対策にも万全を期すと共に、職員の人生に関わるキャリア形成支援を法人として取り組むよう努めます。また、法人内の複数のサービスを有機的に連携、発展させるためにサービスアドバイザー、サービスマネージャーを配置しています。財政基盤については、北九州市の指定管理施設の民間譲渡による施設再整備により、自己資金の支出や福祉医療機構、金融機関からの借入を行っていますが、「流動比率」「固定長期適合率」「純資産比率」は健全な指標となっています。今後も法人全体で利用者サービスの質の向上に取り組み、利用者ニーズに応じたサービスの展開を図り、法人全職員が一丸となって安定経営に取り組んでいくこととしています。

(3) 実績や経験など

当法人は昭和53年に設立しました。現在7ヶ所の指定管理施設を受け、それ以外にも法人立の事業所を立ち上げ、全体で市内に33施設・事業所、59事業を展開し37年の歴史と実績を有しています。平成25年度から民間譲渡に基づく再整備を推進し、東部・中部・西部の各エリアに育成会会館を建設し、地域生活支援の一体的サービス提供の拠点としています。人材育成に特に力を入れ、資格取得者（社会福祉士55名、精神保健福祉士22名、介護福祉士68名）であり、各施設・事業所におけるOJTを積極的に活用しサービスの向上を図っています。また、地域活動も盛んに実施しており、法人として年間100件を上回る地域活動へ参加しています。

2 管理運営計画の適確性

| 【有効性】に関する取組み | |
|--|--|
| (1) 施設の設置目的の達成に向けた取り組み | |
| <p>精神障害や就労支援の専門性の向上、暮らし全体を見据えた個別支援計画への理解と施設の役割意識の醸成、利用者ニーズへ対応するための新メニューや事業の検討、西部エリア全体で実施する評価システムやマニュアル活用システムの充実、カンファレンスによる質の向上、等を継続的に行っています。西部エリアの地域生活支援チームと連携して地域生活の移行や維持の支援を行っていきます。また、家族の相談支援を行い利用者の生活基盤を支えていきます。</p> | |
| (2) 利用者の満足度 | |
| <p>独自に自己評価、外部評価、利用者家族アンケートで評価を実施し、結果を現状の改善や事業計画につなぎサービスの向上を図っています。また、苦情解決制度によって積極的に利用者からの苦情相談に対応し迅速かつ公正な解決を図っています。必要な情報は面談、当事者会を通じて説明、また家族等へ短信や資料を配布、状況に応じて電話や訪問を行っています。施設の行事等ではアンケートの実施や当事者会を通じての参画、実施をしています。</p> | |

| 【効率性】に関する取組み | |
|--|--|
| (1) 指定管理料及び収入 | |
| <p>事業所収入については、障害福祉サービス費による収入と利用者負担金による収入とします。可能な限り多くの利用者を受け入れ、その収入を安定させるとともに、サービス向上に努めます。</p> | |
| (2) 収支計画の妥当性及び実現可能性 | |
| <p>節電、節約、コピー用紙の裏紙等を利用し、備品については計画的に購入しています。また、高額な物については、競争入札や数社から見積もりの比較による委託及び契約更新時の価格の確認等ローコスト・経費節減に努めます。四半期毎の業務分析を行い、収支の動向及び予算執行の適正等を確認していきます。</p> | |

| 【適正性】に関する取組み | |
|--|--|
| (1) 管理運営体制など | |
| <p>精神保健福祉士、社会福祉士、サービス管理責任者、看護士等事業提供に必要な、あるいは有効な資格を保持した職員体制があり適正な管理運営に努めています。また、法人の研修体制体系に基づき適切な職員育成を行っていきます。合わせて地域社会への貢献も含めて、地域の方々や関係機関、関係施設と積極的関わりを深めて事業を進めています。</p> | |
| (2) 平等利用、安全対策、危機管理体制など | |
| <p>法人幹部会議にて危機管理報告を実施すると共に、事業所では、夜間機械警備、さすまた、AEDの設置、避難訓練の実施等で万一の事態に備えます。さらに、地域で一体的に防犯体制および災害時対応等が遂行できるように、地域との関係づくりに努めています。知的障害のある方を支援するための行動規範や障害者虐待防止チェックリスト等を活用した職員への人権尊重に対する教</p> | |

育を徹底しています。洞海工芸舎の見学や説明を受けた後、正式に希望を出された利用者を希望受付順に受入れ体制を整え、利用契約を行っています。緊急性については区役所総合相談窓口等とも調整した上で勘案しています。また、障害者差別解消法及び障害者虐待防止法を遵守し、適切な支援を行います。

提案額（千円）

| | |
|-------------|-----|
| 28年度 | 0千円 |
| 29年度 | 0千円 |
| 30年度 | 0千円 |
| 31年度 | 0千円 |
| 32年度 | 0千円 |

平成27年11月12日
保健福祉局障害福祉課

指定管理者候補の選定結果について

下記のとおり、指定管理者の「候補」が選定されました。指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があり、平成27年12月議会の議決を経た後に正式に指定することとなります。

1 指定概要

(1) 施設概要

名称：北九州市立若松工芸舎

所在地：北九州市若松区二島五丁目18番9号

施設内容

①施設概要

敷地面積：約3,569m²

構造：鉄筋コンクリート造1階建、作業所、倉庫

規模：延床面積 本体 約663m²、作業所 約363m²、
倉庫 約38m²

②事業内容

- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」）に基づく生活介護事業
- ・障害者総合支援法に基づく自立訓練事業
- ・障害者総合支援法に基づく就労継続支援事業 等

(2) 指定期間

平成28年4月1日～平成33年3月31日

(3) 指定管理者候補の概要

名称：社会福祉法人 北九州市手をつなぐ育成会

所在地：北九州市戸畠区沖台二丁目4番8号

主な業務内容：第一種社会福祉事業（障害者支援施設の運営）

第二種社会福祉事業（障害福祉サービス事業の実施）

北九州市からの委託事業（日中一時支援事業ほか）

2 指定の経緯

平成27年7月9～15日 募集要項配布

平成27年9月11日 募集締め切り

平成27年10月19日 指定管理者検討会の開催

平成27年11月 指定管理者候補を決定

(1) 応募資格

- ① 法人であること。
- ② 本社、本店又は主たる営業所、事業所等を、事故など緊急な対処を要する事態が発生した場合に迅速に対応できる場所に有するもの。
- ③ 募集説明会に参加していること。

(2) 応募状況

説明会参加：1団体

応募件数：1団体（社会福祉法人 北九州市手をつなぐ育成会）

3 選定方法

指定管理者の選定に当たっては、学識経験者や専門家等による指定管理者検討会を開催し、応募者から提出された事業計画書等について検討しました。市は、検討会の検討結果を参考に指定管理者候補を決定しました。

4 検討会構成員

- ・[民間経験者] 大野 元次（北九州市知的障害者相談員協議会 副会長）
 - ・[民間有識者] 緒方 有為子（北九州福祉サービス株式会社 統括部長）
 - ・[学識経験者] 門田 光司（久留米大学 教授）
 - ・[公認会計士] 松田 融（松田会計事務所）
- ※ 五十音順

5 選定基準等

選定基準（＝審査項目）及びポイント

1 指定管理者としての適性

（1）施設の管理運営（指定管理業務）に対する理念、基本方針

- ① 応募団体が、市の当該分野における基本的な政策や計画、あるいは施設の設置目的や性格等を十分に理解した上で、それらに適合した管理運営（指定管理業務）に対する理念や基本方針を持っているか。

（2）安定的な人的基盤や財政基盤

- ① 長期間安定的な管理運営（指定管理業務）を行っていくだけの人的基盤や財政基盤等を有しており、又は確保できる見込みがあるか。

（3）実績や経験など

- ① 応募団体が同様、類似の業務の実績を有しており、成果を上げているか。
- ② 応募団体が施設の管理運営（指定管理業務）に関する専門的知識や資格、経験を十分に有しており、熱意や意欲を持っているか。

2 管理運営計画の適確性

【有効性】

（1）施設の設置目的の達成に向けた取組み

- ① 施設の管理運営（指定管理業務）に係る事業計画の内容が、施設の効用を最大限に發揮し、

- 施設の設置目的に沿った成果が得られるものであるか。
- ② 施設の利用者の増加や利便性を高めるための実施可能な提案があるか。
- ③ 施設の設置目的に応じた営業・広報活動に関する効果的な提案があるか。
- ④ 利用者の障害特性等に応じた適正なサービス提供計画（個人計画）の作成等についての提案があるか。
・発達向上 ・社会性の向上 ・身体機能の維持、向上 ・自立支援 など
- ⑤ 利用者の家族支援（障害者を介護する保護者等）についての基本的な考え方や具体的な取り組み等の提案があるか。

（2）利用者の満足度

- ① 利用者の満足が得られるよう十分に考えられているか。
- ② 利用者の意見を把握し、それらを反映させる仕組みを構築しているか。
- ③ 利用者からの苦情に対する対策が十分に考えられているか。
- ④ 利用者への情報提供が図られるよう十分に考えられているか。
- ⑤ 利用者のニーズ等に沿った取り組み（社会参加や生きがいづくりなど）が考えられているか。
- ⑥ その他サービスの質を維持・向上するための具体的な提案がなされているか。

※就労移行支援・就労継続支援のサービスを提供する施設は、以下を提案に記載すること。
利用者の一般就労、工賃（賃金）の向上のための具体的な取り組みが考えられているか。

【効率性】

（3）指定管理料及び収入

- ① 指定管理業務に係る費用（指定管理料）が最小限に抑えられているか。
- ② 収入が最大限確保される提案であるか。
- ③ 完全利用料金制の場合、市に対して収益の一部を納付する提案があるか。

（4）収支計画の妥当性及び実現可能性

- ① 収支計画が妥当かつ、実現可能な提案であるか。
- ② 経費の配分は適切であるか。
- ③ 積算根拠は明確であるか。
- ④ 再委託が適切な水準で行われているか。

【適正性】

（5）管理運営体制など

- ① 施設の管理責任者、管理体制が明確に示されているか。
- ② 施設の管理運営（指定管理業務）にあたる人員の配置が合理的であるか。
- ③ 施設の管理運営（指定管理業務）にあたる人員が必要な資格、経験などを有しているか。
- ④ 職員の資質・能力向上を図るよう考えられているか。
- ⑤ 地域の住民や関係団体等との連携や協働による事業展開が図られるものであるか。

（6）平等利用、安全対策、危機管理体制など

- ① 施設の利用者の個人情報を保護するための対策が十分に考えられているか。
- ② 施設の利用者に対する人権が尊重され、また、身体拘束及び虐待等の防止策が十分に考えられているか。
- ③ 利用者が限定される施設の場合、利用者の選定が公平で適切に行われるよう配慮されているか。
- ④ 日常の事故防止などの安全対策や事故発生時の対応などが十分に考えられているか。

| | | |
|--|--|--------------------------------------|
| | | ⑤ 衛生管理及び感染症防止への対応策が十分に考えられているか。 |
| | | ⑥ 防犯、防災対策や非常災害時の危機管理体制などが十分考えられているか。 |

【評価レベル】

| 評価 レベル | 乗 率 | 評価レベルの考え方 |
|-----------|------|---------------------------------------|
| 5 | 100% | 特に優れている（市の要求水準を大幅に上回っている、高度な能力を有している） |
| 4 | 80% | 優れている（市の要求水準を上回っている、十分な能力を有している） |
| 3 | 60% | 普通（市の要求水準を満たしている、一応の能力を有している） |
| 2 | 40% | 多少不十分である（市の要求水準を下回っている、多少能力が乏しい） |
| 1 | 20% | 不十分である（市の要求水準を大幅に下回っている、能力が乏しい） |
| 0 | 0% | 劣っている（能力がほとんどなく、任せることに不安がある） |

6 審査結果

（1）評価レベル及び得点

| 団体名 | 選定基準（＝審査項目） 及びポイント | 配点 | 評価レベル | | | | | 得点 | |
|------------------------------------|------------------------|-----|-------|----|----|----|-----|----|----|
| | | | 構成員 | | | | 平均 | | |
| | | | A | B | C | D | | | |
| 1 指定管理者としての適性 | | | | | | | | | |
| 社会福祉法人 北九州 市手を つなぐ 育成会 | (1) 施設の管理運営に対する理念、基本方針 | 5 | 3 | 4 | 3 | 3 | 3.2 | 3 | 3 |
| | (2) 安定的な人的基盤や財政基盤 | 5 | 4 | 3 | 4 | 4 | 3.7 | 4 | 4 |
| | (3) 実績や経験など | 5 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 |
| | 2 管理運営計画の適確性 | | | | | | | | |
| | 【有効性】 | | | | | | | | |
| | (1) 施設の設置目的の達成に向けた取組み | 25 | 3 | 3 | 4 | 4 | 3.5 | 4 | 20 |
| | (2) 利用者の満足度 | 20 | 3 | 3 | 3 | 4 | 3.2 | 3 | 12 |
| | 【効率性】 | | | | | | | | |
| | (3) 指定管理料及び収入 | 10 | 3 | 4 | 4 | 3 | 3.5 | 4 | 8 |
| | (4) 収支計画の妥当性及び実現可能性 | 10 | 3 | 4 | 4 | 3 | 3.5 | 4 | 8 |
| | 【適正性】 | | | | | | | | |
| | (5) 管理運営体制など | 10 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 8 |
| | (6) 平等利用、安全対策、危機管理体制など | 10 | 3 | 4 | 3 | 3 | 3.2 | 3 | 6 |
| 合 計 | | 100 | 64 | 70 | 73 | 73 | — | | 73 |
| 地元団体に対する優遇措置（5点） | | | | | | | | | 78 |

※「平均」欄は小数点第1位まで記入。小数点第2位以下は切捨て

(2) 検討会における主な意見

【指定管理者としての適性】

- ・理念や基本方針を有していると認める。
- ・人材育成のトータル人事システムが評価できる。
- ・長年の運営実績から専門性を活かしたノウハウを有している。

【管理運営計画の的確性】

- ・作業実習を利用者の障害に合わせて取り組んでいる。障害者の為の地域交流や社会貢献活動にも取り組んでいる。
- ・工賃のUPに十分意識して、取り組んでいると認める。
- ・職員の資質向上に向けた取り組み内容が評価できる。
- ・公平な利用に努め、安全対策にも取り組み、危機管理にも適切な支援を実施。防犯対策にも取り組んでいる。

(3) 検討会における検討結果

応募団体について検討会で審査した結果、指定管理者の適性については3つの審査項目のうち、2つの項目で評価レベル4、1つの項目で評価レベル3、有効性においては2つの審査項目について評価レベル4と3、効率性の2つの審査項目については評価レベル4、適正性の2つの審査項目については評価レベル4と3となり、全体的に市の要求水準を満たしており、一応の能力を有していることが認められた。

なお、職員の定着率、人材のバランスの確保の観点から、「若い支援員が多い事はいい事だが、職員の定着率を高める取り組みを行い、職員の仕事の負担を少しでも軽減し、ベテラン支援員とのバランスに努めること。」の付帯意見を付すこととなった。

7 選定結果

市は、検討会の検討結果を参考に、社会福祉法人北九州市手をつなぐ育成会を指定管理者候補に選定しました。

(1) 選定された団体の主な提案内容

別紙「提案概要」のとおり

(2) 市における主な選定理由

- ・長年にわたり、法人立の障害者・障害児施設の運営を行っており、障害福祉に関する専門的知識や経験、ノウハウを有している。若松工芸舎についても、昭和56年の開設当初から円滑に管理運営を行ってきた実績がある。
- ・平成18年度からは、指定管理者として施設の管理運営を行っている。施設の設置目的等についてよく理解しており、施設の管理運営に関して強い意欲が感じられる。
- ・法人全体で、社会福祉士等の資格取得者を数多く有しており、さらに将来の人材育成についても積極的に取組む姿勢がある。また、各種の研修制度等に

より職員の資質向上等に努めている。

- ・十分な基本財産を有しており、財政基盤は安定している。また、経費削減についても一定の取組みがなされている。
- ・利用者や家族のニーズに基づく個別支援計画の策定、社会参加の推進、苦情対応、情報提供など、利用者（障害者）の満足向上に関しても、実績を踏まえた様々な提案がなされている。

8 提案額

0 千円

提 案 概 要

(北九州市立若松工芸舎 指定管理者)

団体名 : 社会福祉法人 北九州市手をつなぐ育成会

1 指定管理者としての適性について

(1) 施設の管理運営（指定管理業務）に対する理念、基本方針

利用者個々の支援計画を作成し利用者の自己実現を支援すること、地域資源を活用し利用者の社会参加を促進すること、常にサービスを見直し良質のサービスを提供できるように努めること、また利用者が安心して暮らせるように、他の施設と連携して地域生活を推進することを目的に以下基本方針に掲げて運営します。

1. 利用者的人権・自己決定を尊重します。
2. 利用者の個性・自主性・主体性を大切にして支援します。
3. 一人ひとりが生きがいと喜びが感じられるよう支援します。
4. 「自立と社会経済活動への参加を促進する」ことを目標に必要な支援を行います。

(2) 安定的な人的基盤や財政基盤

27年度6月で403名の職員が在籍、人材育成を核とした教育研修、評価、処遇、福利厚生が連動したトータル人事システムを導入しています。さらに、メンタルヘルス対策にも万全を期すと共に、職員の人生に関わるキャリア形成支援を法人として取り組むよう努めます。また、法人内の複数のサービスを有機的に連携、発展させるためにサービスアドバイザー、サービスマネージャーを配置しています。財政基盤については、北九州市の指定管理施設の民間譲渡による施設再整備により、自己資金の支出や福祉医療機構、金融機関からの借入を行っていますが、「流動比率」「固定長期適合率」「純資産比率」は健全な指標となっています。今後も法人全体で利用者サービスの質の向上に取り組み、利用者ニーズに応じたサービスの展開を図り、法人全職員が一丸となって安定経営に取り組んでいくこととしています。

(3) 実績や経験など

当法人は昭和53年に設立しました。現在7ヶ所の指定管理施設を受け、それ以外にも法人立の事業所を立ち上げ、全体で市内に33施設・事業所、59事業を展開し37年の歴史と実績を有しています。平成25年度から民間譲渡に基づく再整備を推進し、東部・中部・西部の各エリアに育成会館を建設し、地域生活支援の一体的サービス提供の拠点としています。人材育成に特に力を入れ、資格取得者（社会福祉士55名、精神保健福祉士22名、介護福祉士68名）であり、各施設・事業所におけるOJTを積極的に活用しサービスの向上を図っています。また、地域活動も盛んに実施しており、法人として年間100件を上回る地域活動へ参加しています。

2 管理運営計画の適確性

| 【有効性】に関する取組み | |
|--|--|
| (1) 施設の設置目的の達成に向けた取り組み | |
| 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に則り、各事業の目的等に応じたサービス提供に努めます。その際、個別面談やカンファレンスを通して、利用者のニーズの抽出、個別支援計画を作成し、本人・家族への説明及び同意の上でサービスの提供を行います。また提供されたサービス等については、定期的にモニタリングを実施し、その都度本人・家族へ説明や報告し、適正なサービス提供に努めるよう今後も推進していきます。 | |

| 【効率性】に関する取組み | |
|---|--|
| (1) 指定管理料及び収入 | |
| 事業所収入については、障害福祉サービス費による収入と利用者負担金による収入とします。可能な限り多くの利用者を受け入れ、その収入を安定させるとともに、サービス向上に努めます。 | |
| (2) 収支計画の妥当性及び実現可能性 | |
| 収支計画は、分掌担当毎に事務費・事業費等全体のバランスを見ながら、積み上げ方式にて行うと共に、四半期毎に執行状況の把握を全職員で行い、費用対効果を前提に経費節減に努めます。また、法人が契約する会計事務所による会計監査を月1回実施し、適正・効率性等の視点から指導をもらい、透明性の確保を行います。 | |

| 【適正性】に関する取組み | |
|---|--|
| (1) 管理運営体制など | |
| 国の定める基準（建物・人員等）に基づき、適正な管理運営に努めます。職員の資質の向上に向け、法人の教育研修制度の活用やエリア・施設における研修等計画的に実施します。また、地域の社会資源として地域に開かれた施設として、その役割・機能を地域に拡げていけるよう、地域との連携も含め計画しています。地域住民による外部評価の実施、地域行事への参加や交流、交通安全週間での通学時の見守り等、今後も地域と共に実施していく計画です。 | |
| (2) 平等利用、安全対策、危機管理体制など | |
| 地域の社会資源として、施設の機能・役割等を広く、地域市民に活用して頂けるように努めて参ります。利用者の人権侵害防止・権利擁護推進のための職員研修会の開催及び日常業務の中でカンファレンスを通じ、その対策を講じていきます。法人の「プライバシーポリシー」「危機管理 | |

事業実施要綱」に基づき、法人・エリア・施設での報告体制の明確化や、マニュアルに基づいた計画遂行・研修等を行い、迅速かつ適切な対応ができるように今後も務めて参ります。また、障害者差別解消法及び障害者虐待防止法を遵守し、適切な支援を行います。

提案額（千円）

| | |
|------|-----|
| 28年度 | 0千円 |
| 29年度 | 0千円 |
| 30年度 | 0千円 |
| 31年度 | 0千円 |
| 32年度 | 0千円 |

平成27年11月12日
保健福祉局障害福祉課

指定管理者候補の選定結果について

下記のとおり、指定管理者の「候補」が選定されました。指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があり、平成27年12月議会の議決を経た後に正式に指定することとなります。

1 指定概要

(1) 施設概要

名 称：北九州市立八幡東工芸舎
所在地：北九州市八幡東区昭和二丁目2番7号
施設内容

①施設概要

敷地面積：約1,020m²
構 造：鉄筋コンクリート造4階建
規 模：延床面積約933m²

②事業内容

- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」）に基づく生活介護事業
- ・障害者総合支援法に基づく就労継続支援事業 等

(2) 指定期間

平成28年4月1日～平成33年3月31日

(3) 指定管理者候補の概要

名 称：社会福祉法人 北九州市手をつなぐ育成会
所在地：北九州市戸畠区沖台二丁目4番8号
主な業務内容：第一種社会福祉事業（障害者支援施設の運営）
第二種社会福祉事業（障害福祉サービス事業の実施）
北九州市からの委託事業（日中一時支援事業ほか）

2 指定の経緯

平成27年7月9～15日 募集要項配布
平成27年9月11日 募集締め切り
平成27年10月19日 指定管理者検討会の開催
平成27年11月 指定管理者候補を決定

(1) 応募資格

- ① 法人であること。
- ② 本社、本店又は主たる営業所、事業所等を、事故など緊急な対処を要する事態が発生した場合に迅速に対応できる場所に有するもの。
- ③ 募集説明会に参加していること。

(2) 応募状況

説明会参加：1団体

応募件数：1団体（社会福祉法人 北九州市手をつなぐ育成会）

3 選定方法

指定管理者の選定に当たっては、学識経験者や専門家等による指定管理者検討会を開催し、応募者から提出された事業計画書等について検討しました。市は、検討会の検討結果を参考に指定管理者候補を決定しました。

4 検討会構成員

- ・[民間経験者] 大野 元次（北九州市知的障害者相談員協議会 副会長）
- ・[民間有識者] 緒方 有為子（北九州福祉サービス株式会社 統括部長）
- ・[学識経験者] 門田 光司（久留米大学 教授）
- ・[公認会計士] 松田 融（松田会計事務所）

※ 五十音順

5 選定基準等

選定基準（＝審査項目）及びポイント

1 指定管理者としての適性

(1) 施設の管理運営（指定管理業務）に対する理念、基本方針

- ① 応募団体が、市の当該分野における基本的な政策や計画、あるいは施設の設置目的や性格等を十分に理解した上で、それらに適合した管理運営（指定管理業務）に対する理念や基本方針を持っているか。

(2) 安定的な人的基盤や財政基盤

- ① 長期間安定的な管理運営（指定管理業務）を行っていくだけの人的基盤や財政基盤等を有しております、又は確保できる見込みがあるか。

(3) 実績や経験など

- ① 応募団体が同様、類似の業務の実績を有しており、成果を上げているか。
- ② 応募団体が施設の管理運営（指定管理業務）に関する専門的知識や資格、経験を十分に有しております、熱意や意欲を持っているか。

2 管理運営計画の適確性

【有効性】

(1) 施設の設置目的の達成に向けた取組み

- ① 施設の管理運営（指定管理業務）に係る事業計画の内容が、施設の効用を最大限に發揮し、施設の設置目的に沿った成果が得られるものであるか。
- ② 施設の利用者の増加や利便性を高めるための実施可能な提案があるか。

- | |
|--|
| ③ 施設の設置目的に応じた営業・広報活動に関する効果的な提案があるか。 |
| ④ 利用者の障害特性等に応じた適正なサービス提供計画（個人計画）の作成等についての提案があるか。 ・発達向上 ・社会性の向上 ・身体機能の維持、向上 ・自立支援 など |
| ⑤ 利用者の家族支援（障害者を介護する保護者等）についての基本的な考え方や具体的な取り組み等の提案があるか。 |

(2) 利用者の満足度

- | |
|--|
| ① 利用者の満足が得られるよう十分に考えられているか。 |
| ② 利用者の意見を把握し、それらを反映させる仕組みを構築しているか。 |
| ③ 利用者からの苦情に対する対策が十分に考えられているか。 |
| ④ 利用者への情報提供が図られるよう十分に考えられているか。 |
| ⑤ 利用者のニーズ等に沿った取り組み（社会参加や生きがいづくりなど）が考えられているか。 |
| ⑥ その他サービスの質を維持・向上するための具体的な提案がなされているか。 |

※就労移行支援・就労継続支援のサービスを提供する施設は、以下を提案に記載すること。

利用者の一般就労、工賃（賃金）の向上のための具体的な取り組みが考えられているか。

【効率性】

(3) 指定管理料及び収入

- | |
|-------------------------------------|
| ① 指定管理業務に係る費用（指定管理料）が最小限に抑えられているか。 |
| ② 収入が最大限確保される提案であるか。 |
| ③ 完全利用料金制の場合、市に対して収益の一部を納付する提案があるか。 |

(4) 収支計画の妥当性及び実現可能性

- | |
|--------------------------|
| ① 収支計画が妥当かつ、実現可能な提案であるか。 |
| ② 経費の配分は適切であるか。 |
| ③ 積算根拠は明確であるか。 |
| ④ 再委託が適切な水準で行われているか。 |

【適正性】

(5) 管理運営体制など

- | |
|--|
| ① 施設の管理責任者、管理体制が明確に示されているか。 |
| ② 施設の管理運営（指定管理業務）にあたる人員の配置が合理的であるか。 |
| ③ 施設の管理運営（指定管理業務）にあたる人員が必要な資格、経験などを有しているか。 |
| ④ 職員の資質・能力向上を図るよう考えられているか。 |
| ⑤ 地域の住民や関係団体との連携や協働による事業展開が図られるものであるか。 |

(6) 平等利用、安全対策、危機管理体制など

- | |
|---|
| ① 施設の利用者の個人情報を保護するための対策が十分に考えられているか。 |
| ② 施設の利用者に対する人権が尊重され、また、身体拘束及び虐待等の防止策が十分に考えられているか。 |
| ③ 利用者が限定される施設の場合、利用者の選定が公平で適切に行われるよう配慮されているか。 |
| ④ 日常の事故防止などの安全対策や事故発生時の対応などが十分に考えられているか。 |
| ⑤ 衛生管理及び感染症防止への対応策が十分に考えられているか。 |

⑥ 防犯、防災対策や非常災害時の危機管理体制などが十分考えられているか。

【評価レベル】

| 評価 レベル | 乗 率 | 評価レベルの考え方 |
|-----------|------|---------------------------------------|
| 5 | 100% | 特に優れている（市の要求水準を大幅に上回っている、高度な能力を有している） |
| 4 | 80% | 優れている（市の要求水準を上回っている、十分な能力を有している） |
| 3 | 60% | 普通（市の要求水準を満たしている、一応の能力を有している） |
| 2 | 40% | 多少不十分である（市の要求水準を下回っている、多少能力が乏しい） |
| 1 | 20% | 不十分である（市の要求水準を大幅に下回っている、能力が乏しい） |
| 0 | 0% | 劣っている（能力がほとんどなく、任せることに不安がある） |

6 審査結果

（1）評価レベル及び得点

| 団体名 | 選定基準（＝審査項目） 及びポイント | 配点 | 評価レベル | | | | | 得点 | |
|------------------------------------|----------------------------|----|-------|----|----|----|-----|----|-----------|
| | | | 構成員 | | | | 平均 | | |
| | | | A | B | C | D | | | |
| 1 指定管理者としての適性 | | | | | | | | | |
| 社会福祉法人 北九州 市手を つなぐ 育成会 | (1) 施設の管理運営に対する 理念、基本方針 | 5 | 3 | 4 | 3 | 3 | 3.2 | 3 | 3 |
| | (2) 安定的な人的基盤や財政 基盤 | 5 | 4 | 3 | 4 | 4 | 3.7 | 4 | 4 |
| | (3) 実績や経験など | 5 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 |
| | 2 管理運営計画の適確性 | | | | | | | | |
| | 【有効性】 | | | | | | | | |
| | (1) 施設の設置目的の達成 に向けた取組み | 25 | 3 | 3 | 3 | 4 | 3.2 | 3 | 15 |
| | (2) 利用者の満足度 | 20 | 4 | 3 | 3 | 4 | 3.5 | 4 | 16 |
| | 【効率性】 | | | | | | | | |
| | (3) 指定管理料及び収入 | 10 | 3 | 4 | 4 | 3 | 3.5 | 4 | 8 |
| | (4) 収支計画の妥当性及び 実現可能性 | 10 | 3 | 4 | 4 | 3 | 3.5 | 4 | 8 |
| | 【適正性】 | | | | | | | | |
| | (5) 管理運営体制など | 10 | 4 | 4 | 3 | 4 | 3.7 | 4 | 8 |
| | (6) 平等利用、安全対策、危 機管理体制など | 10 | 3 | 4 | 4 | 3 | 3.5 | 4 | 8 |
| 合 計 | | | 100 | 68 | 70 | 68 | 73 | — | 74 |
| 地元団体に対する優遇措置（5点） | | | | | | | | | 79 |

※ 「平均」欄は小数点第1位まで記入。小数点第2位以下は切捨て

(2) 検討会における主な意見

【指定管理者としての適性】

- ・理念や基本方針を有していると認める。
- ・人材育成のトータル人事システムが評価できる。
- ・長年の運営実績から専門性を活かしたノウハウを有している。・

【管理運営計画の的確性】

- ・作業実習を利用者の障害に合わせて取り組んでいる。障害者の為の地域交流や社会貢献活動にも取り組んでいる。
- ・工賃のUPに十分意識して、取り組んでいると認める。
- ・管理体制について法定基準以上の適正な状況で管理されており、人員の資格経験についてもバランスが取れている。
- ・公平な利用に努め、安全対策にも取り組み、危機管理にも適切な支援を実施。防犯対策にも取り組んでいる。

(3) 検討会における検討結果

応募団体について検討会で審査した結果、指定管理者の適性については3つの審査項目のうち、2つの項目で評価レベル4、1つの項目で評価レベル3、有効性においては2つの審査項目について評価レベル4、効率性の2つの審査項目については評価レベル4、適正性の2つの審査項目については評価レベル4となり、全体的に市の要求水準を満たしており、一応の能力を有していることが認められた。

なお、職員の定着率、人材のバランスの確保の観点から、「若い支援員が多い事はいい事だが、職員の定着率を高める取り組みを行い、職員の仕事の負担を少しでも軽減し、ベテラン支援員とのバランスに努めること。」の付帯意見を付すこととなった。

7 選定結果

市は、検討会の検討結果を参考に、社会福祉法人北九州市手をつなぐ育成会を指定管理者候補に選定しました。

(1) 選定された団体の主な提案内容

別紙「提案概要」のとおり

(2) 市における主な選定理由

- ・長年にわたり、法人立の障害者・障害児施設の運営を行っており、障害福祉に関する専門的知識や経験、ノウハウを有している。八幡東工芸舎についても、平成18年の開設当初から円滑に管理運営を行ってきた実績がある。
- ・平成18年度当初から、指定管理者として施設の管理運営を行っている。施設の設置目的等についてよく理解しており、施設の管理運営に関して強い意欲が感じられる。
- ・法人全体で、社会福祉士等の資格取得者を数多く有しており、さらに将来の

人材育成についても積極的に取組む姿勢がある。また、各種の研修制度等により職員の資質向上等に努めている。

- ・十分な基本財産を有しており、財政基盤は安定している。また、経費削減についても一定の取組みがなされている。
- ・利用者や家族のニーズに基づく個別支援計画の策定、社会参加の推進、苦情対応、情報提供など、利用者（障害者）の満足向上に関しても、実績を踏まえた様々な提案がなされている。

8 提案額

0 千円

提 案 概 要

(北九州市立八幡東工芸舎 指定管理者)

団体名 : 社会福祉法人 北九州市手をつなぐ育成会

1 指定管理者としての適性について

(1) 施設の管理運営（指定管理業務）に対する理念、基本方針

1. 利用者一人ひとりの自立への前進を実現できるよう自己決定、自己選択を尊重した支援を促進します。
2. 個別支援計画に基づき、その人らしい生活が送れるように、利用者の希望や状態に合わせた作業活動や創作活動等を提供することに努めます。
3. 事業所外での活動を通して、地域社会との交流を促進し社会参加の実現に努めます。

(2) 安定的な人的基盤や財政基盤

27年度6月で403名の職員が在籍、人材育成を核とした教育研修、評価、処遇、福利厚生が連動したトータル人事システムを導入しています。さらに、メンタルヘルス対策にも万全を期すと共に、職員の人生に関わるキャリア形成支援を法人として取り組むよう努めます。また、法人内の複数のサービスを有機的に連携、発展させるためにサービスアドバイザー、サービスマネージャーを配置しています。財政基盤については、北九州市の指定管理施設の民間譲渡による施設再整備により、自己資金の支出や福祉医療機構、金融機関からの借入を行っていますが、「流動比率」「固定長期適合率」「純資産比率」は健全な指標となっています。今後も法人全体で利用者サービスの質の向上に取り組み、利用者ニーズに応じたサービスの展開を図り、法人全職員が一丸となって安定経営に取り組んでいくこととしています。

(3) 実績や経験など

当法人は昭和53年に設立しました。現在7ヶ所の指定管理施設を受け、それ以外にも法人立の事業所を立ち上げ、全体で市内に33施設・事業所、59事業を展開し37年の歴史と実績を有しています。平成25年度から民間譲渡に基づく再整備を推進し、東部・中部・西部の各エリアに育成会会館を建設し、地域生活支援の一体的サービス提供の拠点としています。人材育成に特に力を入れ、資格取得者（社会福祉士55名、精神保健福祉士22名、介護福祉士68名）であり、各施設・事業所におけるOJTを積極的に活用しサービスの向上を図っています。また、地域活動も盛んに実施しており、法人として年間100件を上回る地域活動へ参加しています。

2 管理運営計画の適確性

| 【有効性】に関する取組み | |
|--|--|
| (1) 施設の設置目的の達成に向けた取り組み | |
| 障害者の自立と社会参加の実現のために、利用者一人一人の要望やニーズを具現化していく方法や方策を本人、家族と一緒に考えて取り組んでいきます。この取り組みを安定的に継続していく為に、経営基盤の強化へつなげる分析と計画、サービス提供体制の工夫を合わせて推進していきます。全スタッフの知恵と工夫を集結して取り組んでいきます。 | |
| (2) 利用者の満足度 | |
| 北九州市の利用者アンケート調査、法人独自の第三者による外部評価等を活用し、それを基に事業所での振り返りを行い、現場でのサービス向上や事業計画等に反映させる仕組みをとっています。また、利用者のニーズに基づいた個別支援計画に沿った活動を展開します。そして、利用者が主体的に参加できる行事の取り組みを進めます。 | |

| 【効率性】に関する取組み | |
|---|--|
| (1) 指定管理料及び収入 | |
| 事業所収入については、障害福祉サービス費による収入と利用者負担金による収入とします。可能な限り多くの利用者を受け入れ、その収入を安定させるとともに、サービス向上に努めます。 | |
| (2) 収支計画の妥当性及び実現可能性 | |
| 節電、節約、コピー用紙の裏紙等を利用し、備品については計画的に購入しています。また、高額な物については、競争入札や数社から見積もりの比較による委託及び契約更新時の価格の確認等ローコスト・経費節減に努めます。四半期毎の業務分析を行い、収支の動向及び予算執行の適正等を確認していきます。 | |

| 【適正性】に関する取組み | |
|--|--|
| (1) 管理運営体制など | |
| 事業管理者及びサービス管理責任者の下、各事業を中心となるスタッフを配置しています。職員の資質向上等については、法人の人事システムを基本にOJT、施設内研修、ケアカンファレンスを通じた課題解決・自己啓発、外部研修への参加等で、職員を育成しています。また、「地域交流活動の推進と組織づくり」を重点目標に定め、地域イベント参加や社会貢献を積極的に行っています。 | |
| (2) 平等利用、安全対策、危機管理体制など | |
| 法人幹部会議にて危機管理報告を実施すると共に、事業所では、夜間機械警備、さすまた、AEDの設置、避難訓練の実施等で万一の事態に備えます。また、地域で一体的に防犯体制および災害時対応等が遂行できるように、地域との関係づくりに努めています。知的障害のある方を支援するための行動規範や障害者虐待防止チェックリスト等を活用した職員への人権尊重に対する教育を徹底しています。八幡東工芸舎の見学や説明を受けた後、正式に希望を出された利用者を希望 | |

受付順に受入れ体制を整え、利用契約を行っています。緊急性については区役所総合相談窓口等とも調整した上で勘案しています。また、障害者差別解消法及び障害者虐待防止法を遵守し、適切な支援を行います。

提案額（千円）

| | |
|------|-----|
| 28年度 | 0千円 |
| 29年度 | 0千円 |
| 30年度 | 0千円 |
| 31年度 | 0千円 |
| 32年度 | 0千円 |

